

資料 2 4 - 2

郵便業務管理規程の認可について(郵政民営化法改正に伴う郵便業務管理規程の制定)

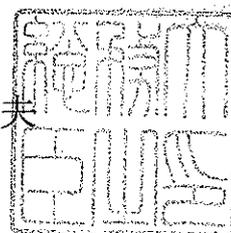
(諮問第1074号)



諮問第1074号
平成24年7月23日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



諮 問 書

郵便局株式会社代表取締役会長 古川 洽次から、別添のとおり、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）附則第10条第7項の規定に基づき、同法附則第9条の規定による改正後の郵便法（昭和22年法律第165号）第70条第1項の規定による郵便業務管理規程の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別記のとおりであり、同条第3項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

郵便業務管理規程の審査結果

	審査結果	理由
法第 70 条第 3 項第 1 号 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。	適	郵便物の秘密を保護するために必要な事項について実施要領を定め、これに従い業務を行うことが定められており、適当と認められる。
法第 70 条第 3 項第 2 号 総務省令で定める基準(注 1)に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準(注 2)に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。	適	容易に壊れにくい材質を用いて製造しているものであること等郵便物を安全に保護できる構造を有した郵便差出箱を、常時利用することができる場所等に設置することとする基準が定められており、適当と認められる。
法第 70 条第 3 項第 3 号 1 週間につき 6 日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準(注 3)に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。	適	1 週間につき 6 日以上郵便物の配達を行うことができるものとして、1 日に 1 回以上、原則として郵便物の宛所に配達することが定められており、適当と認められる。
法第 70 条第 3 項第 4 号 郵便物（国際郵便に係るものを除く。）について差し出された日から 3 日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日その他総務省令で定める日（注 4）の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域(注 5)から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、3 日を超え 2 週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数（注 6）以内）に送達することが定められていること。	適	郵便物について差し出された日から、1 日に 1 回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本土との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。）は 14 日以内、その他の離島は 5 日以内、離島以外の地域は 3 日以内で送達することが定められており、適当と認められる。
法第 70 条第 3 項第 5 号 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合(注 7)を除き、郵便物の表面の見やすいところに、総務省令で定める基準(注 8)に適合する通信日付印を押印することが定めら	適	郵便物を引き受けた場合において、法令で別段の定めがある場合等を除き、郵便物の表面の見やすい所に、会社の取扱事業所名及び取扱年月日を明瞭に表示できる通信日付印を押印することが定められており、

れていること。		適当と認められる。
法第 70 条第 3 項第 6 号 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。		
郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「規則」という。）第 30 条第 8 項第 1 号 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。	適	郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められており、適当と認められる。
規則第 30 条第 8 項第 2 号 法第 6 条(注 9)の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。	適	法第 6 条の重要な郵便物について、業務運行の状況等を勘案し、関係行政機関等と連絡を図り、当該郵便物を定めることが定められており、適当と認められる。
規則第 30 条第 8 項第 3 号 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。	適	郵便切手等の金額の種類について、定形郵便物等の利用の多いサービスの料金は 1 種類の郵便切手等、その他のものについてはおおむね 3 種類以内の郵便切手で対応できるよう定められており、適当と認められる。 (例) 定形 25g 80 円(1 枚) 定形 25g+速達 350 円(1 枚) 定形外 50g+速達 120 円+270 円(2 枚) 定形 25g+簡易書留 80 円+300 円(2 枚) 等
規則第 30 条第 8 項第 4 号 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。	適	郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が定められており、また、意匠等の内容は <u>郵便に関する条約(注 10)の規定と整合的であるとともに、国民生活の社会・文化面への影響等を考慮したものとなっていることから、適当と認められる。</u>

(注 1) 郵便差出箱の基準は、次のとおりとする。(規則第 30 条第 1 項)

- (1) 構造が容易に壊れにくく、かつ、郵便物の取出口に施錠することができるものであること。

- (2) 郵便物の差入口の構造が郵便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、構造が差し入れられた郵便物を安全に保護することができるものであること。
- (4) 郵便差出箱の見やすい所に「郵便」の文字又は郵便差出箱であることを示す表示、郵便差出箱を利用することができる日及び時間（郵便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに郵便差出箱に差し入れられた郵便物の取集めを受け持つ会社の事業所名及び取集時刻の表示を付したものであること。

(注2) 郵便物の引受けの方法の基準（規則第30条第2項）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数を維持することを旨とし、かつ、次に掲げる基準に適合するものとして郵便差出箱を設置することとする。

- (1) 郵便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。
- (2) 主として、郵便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

(注3) 総務省令で定める郵便物の配達の方法の基準（規則第30条第3項）

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと。
- (2) 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をそのあて所に配達すること。

(注4) 総務省令で定める送達日数に算入しない日（規則第30条第4項）

日曜日及び1月2日

(注5、6) 総務省令で定める地域及び当該地域における送達日数（規則第30条第5項）

次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数

- (1) 一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 二週間
- (2) 前号以外の離島 5日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規定する日の日数は、算入しない。）

(注7) 総務省令で定める通信日付印を押印しない場合（規則第30条第6項）

- (1) 料金支払のための郵便切手がはり付けられ、又は料額印面の付いた郵便物以外の郵便物が差し出された場合
- (2) 法令に別段の定めがある場合
- (3) 業務の繁忙によりやむを得ないと認められる場合

(注8) 総務省令で定める通信日付印の基準（規則第30条第7項）

会社の取扱事業所名及び取扱年月日を明瞭に表示できるもの

(注9) 法第6条

会社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

(注10) 郵便に関する条約

○万国郵便連合憲章（昭和40年条約第13号）前文

郵便業務の効果的運営によつて諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という崇高な目的の達成に貢献するため、締約国政府

の全権委員は、批准を条件として、この憲章を採択した。

○万国郵便条約(平成 21 年条約第 15 号)第 8 条 郵便切手

5 郵便切手の主題及び意匠は、

5.1 万国郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従う。

○通常郵便に関する施行規則第 115 条 郵便切手、料金納付の印影又は料金計器の印影の様式

1 郵便切手及び郵便料金納付の印影

1.1 郵便切手及び郵便料金納付の印影は、原則として縦及び横の長さがそれぞれ一五ミリメートルを下回らず、かつ、五〇ミリメートルを超えないことを条件として、いかなる形態も有することができる。

1.3 記念郵便切手又は慈善郵便切手には、アラビア数字で発行年の年号を表示することができる。同様にこれらの切手には、その発行契機を示すいかなる言語による記載も有することができる。料金の価額のほかに追加の金額の納付を要する記念郵便切手又は慈善郵便切手は、郵便料金の価額につき疑義が生じないように製造しなければならない。

○連合の機関が行う決定

・オタワ会議(1957 年) 要望 C14

…各国国民の相互理解、文化の普及、一般的に言えば国際親善のきずなを強めるような主題を鼓吹するよう努力することを推奨する。

・リオ・デ・ジャネイロ大会議(1979 年) 勧告 C93

郵便切手の発行は、万国郵便連合憲章の前文の精神に沿って行われなければならないと考え、…郵便切手の発行に際し、諸国民間の理解、文化の普及及び、普遍的な方法により、国際友好関係の緊密化に貢献することのできる主題を選択することを勧告する。

・ハンブルグ大会議(1984 年) 勧告 C27

郵便切手の主題の選択

郵便切手の発行のための主題を選択する際には、郵政庁に対して、次のことを勧告する。

— 個人又は国家を攻撃する性格を有する主題又は意匠を排除するためあらゆる努力を行うこと。

— 文化の普及、諸国民間の友好関係の緊密化及び世界平和の建設及び維持に貢献することのできる主題を選択すること。

・北京大会議(1999 年) 勧告 C70

万国郵便連合加盟国のための郵趣倫理規範

5 郵政庁は、発行する郵便切手のためテーマ、ロゴ、記章その他の意匠を選択する場合には、常に知的所有権を尊重しなければならない。

7 郵政庁は、顧客を食い物にするような郵便切手又は郵趣品を製造してはならない。

別添



24-局経企第86号の2
平成24年7月11日

総務大臣

川端 達夫 様

郵便局株式会社
代表取締役会長

古川 洽

郵便業務管理規程の認可申請書

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）附則第10条第7項の規定に基づき、郵便業務管理規程の認可を受けたいので、同法附則第9条の規定による改正後の郵便法（昭和22年法律第165号）第70条の規定の例により申請します。

- 1 郵便業務管理規程
別添のとおり。
- 2 実施予定期日
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 郵便切手の発行等（第4条—第6条）
- 第3章 郵便差出箱の仕様（第7条）
- 第4章 通信日付印（第8条）
- 第5章 郵便物の送達（第9条—第13条）
- 第6章 郵便物の送達の日数（第14条・第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）の郵便業務の管理に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（郵便物の秘密の保護）

第2条 会社は、郵便物の秘密を保護するため、次の各号に掲げる事項その他必要な事項について実施要領を定め、これに従い郵便の業務を行うものとする。

- (1) 会社の取扱中に係る信書の秘密の保護に関する事項
- (2) 在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密の保護に関する事項
- (3) 郵便の業務の作業方法に関する事項
- (4) 郵便物の取扱いに使用する施設の管理に関する事項
- (5) 郵便差出箱の固定方法に関する事項

（利用の制限及び業務の停止）

第3条 会社は、法第6条の規定に基づき、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがあるものとする。

2 会社は、災害の規模、緊急の度合、業務運行の状況等を勘案し、関係行政機関等と連絡を図り、前項の重要な郵便物を定めるものとする。

第2章 郵便切手の発行等

（郵便切手類の発行）

第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この章において「郵便切手類」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することができるものとする。

単位：円

種類	金額
郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、300、350、420、500、1,000
郵便葉書の料額印面	50
国際郵便葉書の料額印面	70
郵便書簡の料額印面	60
航空書簡の料額印面	90
特定封筒の料額印面	350、500

(郵便切手類の様式)

第5条 郵便切手の大きさは、原則として、縦及び横の長さがそれぞれ15ミリメートルを下回らず、かつ、50ミリメートルを超えないものとする。

2 郵便切手類には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 「日本郵便」及び「NIPPON」の文字
- (2) アラビア数字による郵便に関する料金を表す金額

3 郵便切手類には、前項に掲げる事項のほか、寄附金の額を表示することがあるものとする。

(郵便切手類の主題及び意匠)

第6条 会社は、次の各号に掲げる基準に従って、郵便切手類の主題及び意匠を選定する。

- (1) 政党その他の政治団体、宗教に関連しないものであること。ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他郵便切手類の主題又は意匠とすることにつき広く国民の理解を得られるようなものは、この限りではない。
- (2) 特定の企業の営利活動を目的としないものであること。
- (3) 個人、団体の名誉を傷つけないものであること。
- (4) 国及び国の機関の権威を傷つけないものであること。
- (5) 我が国と他の国との関係に害を及ぼさないものであること。
- (6) 知的所有権を尊重したものであること。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。
- (8) その他郵便事業の信用又は品位を損なうものでないこと。

第3章 郵便差出箱の仕様

(郵便差出箱の仕様)

第7条 会社は、次の各号に掲げる要件を具備した郵便差出箱を設置する。

- (1) 容易に壊れにくい材質を用いて製造したものであること。
- (2) 郵便物の取出口の扉が施錠できるものであること。
- (3) 郵便物の差入口から内部の郵便物を容易に抜き取ることができない構造のものであること。
- (4) 郵便物の取出口又は差入口並びに接合部から本体の内部に降水が浸潤しない構造のものであること。
- (5) 郵便差出箱であることを示す「郵便」、「POST」又は「〒」のいずれかの表示を付したものであること。
- (6) 利用することができる日又は時間に制限がある場所に設置する場合は、その日若しくは時間の表示を付し、又は当該表示に代えて利用することができない日若しくは時間の表示を付したものであること。
- (7) 郵便物の取集めを受け持つ会社の事業所名及び取集時刻の表示を付したものであること。

第4章 通信日付印

(通信日付印の様式及び押印)

第8条 会社は、郵便物を引き受けた場合には、次の各号に掲げる場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に会社の取扱事業所名及び取扱年月日を明瞭に表示できる通信日付印を押印する。

- (1) 料金支払のための郵便切手がはり付けられ、又は料額印面が付された郵便物以外の郵便物が差し出された場合
- (2) 法令に別段の定めがある場合
- (3) 12月15日から12月28日までの間に、年賀特別郵便の取扱いとする通常葉書(料額印面の付いたものに限る。次号において同じ。)が差し出された場合
- (4) 通常葉書が、12月29日から翌年1月7日までの間に、その表面の見やすい所に「年賀」と朱記して差し出された場合

第5章 郵便物の送達

(郵便差出箱の設置)

第9条 会社は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）による廃止前の日本郵政公社法（平成14年法律第97号）の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数を維持するよう努めるとともに、次の各号に掲げる基準に従って郵便差出箱を設置する。

- (1) 交通、地理その他の事情を勘案して郵便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。
 - (2) 郵便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。
- 2 会社は、利用者の便益その他の事情を勘案し、適当と認めるときは、前項第2号の場所以外の場所に郵便差出箱を設置することがあるものとする。
- 3 会社は、各事業年度末現在の郵便差出箱の総設置本数を公表する。

(引受け)

第10条 会社は、郵便物について、郵便差出箱に差し入れられ、又は会社の事業所（郵便の業務を行うものに限る。）に差し出されるものを引き受けるものとする。

- 2 会社は、利用者の便益その他の事情を勘案し、適当と認めるときは、前項の方法以外の方法により郵便物を引き受けることがあるものとする。
- 3 会社は、郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示するものとする。

(取集等)

第11条 会社は、取集、区分及び運送方法を定め、これに従い郵便物を取り集め、区分し、又は運送する。

(配達日及び配達回数)

第12条 会社は、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うものとする。ただし、休日又は1月2日（次項において「休日等」という。）については、この限りでないものとする。

- 2 会社は、前項の規定にかかわらず、日曜日又は休日等に配達することが適当と認めるときは、日曜日又は休日等に郵便物の配達を行うことがあるものとする。

(配達方法)

第13条 会社は、次の各号に掲げる場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をそのあて所に配達する。

- (1) 法令に別段の定めがある場合
- (2) 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合

第6章 郵便物の送達の日数

(送達の日数の計算方法)

第14条 郵便差出箱に差し出される郵便物の送達の日数は、当該郵便物が差し出された日の翌日から起算する。ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める日から起算する。

- (1) 郵便差出箱に差し出された郵便物のうち、当該郵便物が差し出された日の当該郵便差出箱に係る最終の郵便物の取集めを終了した時刻から当日中に差し出されたもの当該郵便物が差し出された日の翌々日
- (2) 特定の日に取集めを行うことができない場所に設置されている郵便差出箱において、当該特定の日（当該特定の日が連続する場合は最初の日）の前日の当該郵便差出箱に係る最終の郵便物の取集めを終了した時刻から、当該特定の日（当該特定の日が

連続する場合は最後の日)までに差し出されたもの 当該特定の日(当該特定の日が連続する場合は最後の日)の翌々日

- 2 郵便差出箱以外の方法により引き受けた郵便物の送達の日数は、当該郵便物が差し出された日の翌日(午前零時に差し出されたものは当日)から起算する。

(送達に要する日数)

第15条 会社は、次の各号に掲げる地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出された郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この項において同じ。)を、当該各号に掲げる日数以内に送達する。

- (1) 1日に1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。) 14日
- (2) 前号以外の離島 5日(休日、日曜日及び1月2日の日数は、算入しない。)
- (3) 前二号の地域以外の地域 3日(休日、日曜日及び1月2日の日数は、算入しない。)
- 2 特殊取扱とし、又は特別の条件を付する内国郵便物及び国際郵便物(特殊取扱とするものを含む。)については、それぞれの役務の提供条件に応じた日数により送達する。
- 3 会社は、内国郵便物及び国際郵便物について、それぞれの郵便物の送達に要する日数の目安となる日数を作成し、これを公表する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第30号)の施行の日(第3項及び第4項において「施行日」という。)から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 郵便事業株式会社が定めた郵便業務管理規程(次項及び第4項において「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧規程第7条第7号の規定に基づき郵便差出箱に付した事業所名の表示については、施行日において当該事業所名に変更がある場合には、旧規程に基づき付した事業所名の表示は、施行日から一月以内に限り、変更後の事業所名の表示とみなす。
- 4 旧規程第8条の通信日付印については、施行日においてその表示に係る取扱事業所名に変更がある場合には、旧規程による通信日付印は、施行日から一月以内に限り、変更後の取扱事業所名を表示できる通信日付印とみなす。